

## 平成29年度「東京都環境影響評価審議会」環境影響評価制度検討特別部会（第1回）議事録

■日時 平成30年1月24日（水）午前10時00分～午前11時08分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

■出席委員

柳特別部会長、町田委員、平手委員、奥委員

■議事内容

審議

東京都環境影響評価制度の見直しについて

⇒ 環境影響評価制度検討特別部会での検討事項について説明し、施設の「更新」に係る環境影響評価手続について審議を行った。

平成29年度「東京都環境影響評価審議会」

環境影響評価制度検討特別部会（第1回）

速 記 録

平成30年1月24日（水）

都庁第二本庁舎31階 特別会議室23

(午前10時00分開会)

○真田アセスメント担当課長 それでは、時間になりましたので始めさせていただきたいと思いをします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。

事務局から御報告を申し上げます。

現在、環境影響評価制度検討特別部会委員5名のうち4名の御出席をいただいております、定足数を満たしております。

それでは、特別部会の開催をお願いいたします。

なお、本日、傍聴の申し出がございますのでよろしくをお願いいたします。

○柳特別部会長 それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望する方がおられますので、「東京都環境影響評価審議会の運営に関する要綱」の第6条の規定によりまして、傍聴人の数を会場の都合から30名程度としたいと思いをします。

では、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入場)

○柳特別部会長 傍聴の方は、会議の途中で退場されても構いません。

それでは、ただいまから特別部会を開催いたします。

本日は、お手元の会議次第にありますように、東京都環境影響評価制度の見直しについてとその他となっております。

それでは、東京都環境影響評価制度の見直しについての審議を行いたいと思いをします。

初めに、資料1、環境影響評価制度検討特別部会での検討事項について、事務局から説明をお願いいたします。

○松岡アセスメント担当課長 それでは、資料1をご覧くださいませでしょうか。

環境影響評価制度検討特別部会での検討事項と題する資料でございます。

諮問理由でございますが、これにつきましては、先般、総会のほうに諮問させていただいた諮問理由を掲げております。これにつきましては、記載内容のとおりでございますので説明は省かせていただきます。

この諮問理由に基づきまして、2にあります記載事項につきまして特別部会で御検討いただきたいと存じております。

「(1) 本制度の手續の明確化を中心とした見直し」という視点での検討事項でございま

すが、本制度の手続は事業者の一定の負担を伴うことから、より適切で分かりやすい手続とする必要がある。そのため、本制度の手続の明確化を中心に見直すべき事項を検討するというものでございます。

具体的には、「① 施設更新時の手続の明確化」ということで、条例の対象事業及び個別計画について、施設の設置、増設等の規定はございますが、施設の更新についての規定がないため、条例の対象となることを明確化する規定を設けるというものでございます。

「② 事業内容等変更時の手続要件の明確化」ということで、条例上、対象事業及び個別計画の内容等を変更する場合の変更届を不要とする場合の要件が明確でないため、これを明確化する規定を設ける必要があるというものでございます。

「③ その他」につきましては、その他見直しが必要な事項があれば、それを検討するというものでございます。

「(2) その他本制度の運用上の課題の見直し」という視点での検討事項でございますが、(1)に掲げるもののほか、本制度の運用上の課題について見直すべき事項を検討するというものでございます。

「① 事業者のより主体的な手続実施の仕組み」ということでございまして、こちらに書いてあるとおり、事業者は、対象計画の策定及び対象事業の実施に際し、環境の保全について適正な配慮をするため、その責任と負担において、条例の手続を誠実に履行する義務があることを踏まえ、事業者がより主体的に本制度の手続を行う仕組みを検討する。というものでございます。

「② その他」につきましては、その他見直しが必要な事項があれば、それを検討するというものでございます。

本日は、(1)の「① 施設更新時の手続の明確化」について、御審議いただきたいと存じております。

簡単ですが、以上で資料1に関する説明は終わります。

○柳特別部会長 資料1の審議については、説明の後に、最終的にいろいろと議論をするということでもよろしいでしょうか。

事務局も、それでよろしいでしょうか。

○松岡アセスメント担当課長 そのようにお願いしたいと思います。

引き続きまして、資料2に基づきまして、「施設の『更新』に係る環境影響評価手続について」というものを御説明させていただきます。

お手元の資料をご覧いただきまして、今回、施設の更新について御議論いただくに当たりまして、まずは更新の定義が必要だと思ひまして、「1 『更新』の定義」ということで、事務局の案を掲げております。

読み上げさせていただきます。

既存の施設（建築物、工作物その他の施設をいう。以下同じ。）と同一敷地内で、既存の施設の全部又は一部の除却及び当該施設と同一種類の施設の設置をする行為

※補修工事等施設の保全のために行うものその他知事が認めるものを除く

とさせていただきます。

簡単に補足いたしますと、施設につきましては、現在、環境影響評価条例施行規則の第4条第2項で規定している内容をそのままここに掲げているものでございます。

既存施設の除却と新たな施設の設置につきましては、仮に除却が先でも、設置した後除却したとしても、いずれも更新に該当するという意味で、並列的に「及び」という形でつなげているものでございます。

簡単ですが、1の定義につきましては以上でございます。

引き続きまして、「2 『更新』の視点での対象事業の整理」ということで、これにつきましては、次の別紙の資料にまとめさせていただきますので、こちらのほうで御説明させていただきます。

1ページにありますけれども、これは現在の条例の対象事業の更新を検討するに当たって考えやすいようにグルーピングしたものでございます。

上の囲みの部分をご覧いただきたいと思いますが、注1にありますとおり、今回追加する部分は下線部で示しているところでございます。

注2にありますとおり、「事」と書いているものにつきましては、事業段階アセスメントの規模要件、「計」と書いてあるものにつきましては、計画段階アセスメントの要件を意味してございます。

注3にありますとおり、増設と更新を同時に実施する場合、更新部分と増設部分を合算して更新の規模として算定するというところでございまして、これは後ほど工場のところで御説明いたします。

1ページ～10ページまで資料が続いておりますが、現在ある対象事業をそれぞれグルーピング化いたしまして、1番が線的開発事業、2番が規模要件に敷地面積等が含まれる事業、3番が規模要件を施設の能力で定めている事業、4番が「規模要件をその他の方法で定めている事業、

5番が施設更新の対象外の事業という形で、それぞれグルーピングしてありまして、分かりやすいような資料とさせていただいているつもりでございます。

線的開発事業についての御説明をさせていただきますが、この区分のグループといたしましては、「道路」と「鉄道、軌道又はモノレール」、「送電線路」というものがあるかと思えます。

この表の説明をいたしますと、表の左の列は、対象事業の名称を掲げています。

2列目は、新たに施設を設置するグループとして、「新設等」ということで、これはこれまでも規定しているものでございます。

3列目に「増設等」と書いてありますが、既存施設に加えて施設を設置する場合というグルーピングを記載しているということでございまして、下線の引いていないところは現在規定にあるところでございます。

4列目が、先ほど定義のところでお説明いたしました更新に該当するものを掲げているということで、こちらのほうには下線が引かれておりますが、ここの部分を今回新たに追加したいというものでございます。

最初に、道路の新設又は改築を御説明いたします。

以下、事業段階アセスメントの場合で御説明いたします。

道路の新設の場合ですが、高速自動車国道及び自動車専用道路につきましては、全ての規模が対象となっております。また、その他の道路につきましては、4車線以上の道路で、かつその区間の長さが1km以上のものが対象です。

道路の場合、増設等に該当するものは、改築という名前で、道路法の定義に従ってこのように名称をつけておりますが、改築の場合は、高速自動車国道及び自動車専用道路もその他の道路も、いずれも改築する区間の長さが1km以上のものが対象ということでございます。

なお、改築につきましては、下の囲みの※1にありますとおり、車線の数が増加する場合に対象になるということでございます。

今回新たに定めます更新につきましては、道路の場合ですと、施設を除却して設置するという行為は、改築の一形態と言えらると思っておりますが、分かりやすいように更新ということで記載をしております。

改築の一形態ということもありますので、要件を改築の部分に合わせまして、高速自動車国道及び自動車専用道路もその他の道路も、規模要件としては、区間の長さが1km以上のものを対象としているところでございます。

下の囲みの部分をご覧いただきたいと思いますが、※2にありますとおり、現行規定でも「新築又は改築する区間の長さが1km未満でも対象事業の一部又は延長として実施するものは、軽微なものを除き、対象とする。」となっております。これは更新の場合にも当てはまると思っていますので、※2には「新築、改築又は更新する」と掲げております。

なお、この規定のうち「軽微なもの」という規定がございますが、これは、個別具体的に判断する必要があるため、そのことを明確に表す規定として、「軽微なものとして知事が認めるもの」と変更する必要があると思ひ、記載しているところでございます。

※3にありますとおり、改築と同様に更新も、「更新の結果4車線以上になるものを含む」と規定する必要があると思ひ、こちらに掲げております。

資料2に戻っていただきまして、「更新」の定義を再度ご覧いただきたいと思ひます。

道路以外にも皆そうなのでございますが、先ほど※のところの説明は読み上げさせていただくだけになりましたので、ここの説明ですけれども、更新と補修工事との違いを示す必要があるのではないかとと思ひます。

定義上、行為としては更新と補修工事は重なる部分もあるかと思ひますけれども、アセスの対象となりますのは、環境に著しい影響を及ぼすおそれのあるものということで、補修工事につきましては除外されるものと考えました。

そのほかにも対象から除くべきものがあるのではないかと考えられますので、※にありますとおり、「補修工事等施設の保全のために行うものその他知事が認めるものを除く」とさせていただきます。

別紙資料の1ページ目に戻っていただきまして、今度は、鉄道、軌道又はモノレールの建設又は改良を御説明させていただきます。

これは道路の場合と同様に理解できるかと思ひてございます。

鉄道等の場合は、新設等に該当するものを建設と規定してございまして、増設等に該当するものは改良と規定しているところでございます。

鉄道等の建設につきましては、全ての規模が対象となり、また、改良につきましては、改良する区間の長さが1km以上のものが対象となっております。

改良につきましては、下の囲みの※1にありますとおり、本線路の増設、地下移設、高架移設その他の移設といったものが対象になるということでございます。最後の部分は、鉄道の連続立体交差事業とか、そういった事業を想定した規定となっているものでございます。

鉄道等の更新は、改良の一形態と考えられますので、更新の部分の規模も、改良と同じよ

うに、区間の長さが1km以上のものを対象にしているということでございます。

四角囲みの※2をご覧くださいなのですが、道路と同様に、こちらの部分につきましても「軽微なものとして知事が定めるものを除き」と入れています。併せて、区間が1km未満でも対象とするという部分には、改良だけではなくて更新も入れているという記載にしているところでございます。

2ページ、送電線路の設置又は変更でございますが、送電線路は架空線のものに限られてございますけれども、設置の場合、送電線路の電圧が17万V以上で、かつ長さが1km以上のものが対象となっております。

延長の場合も、電圧が17万V以上で、かつ延長する区間の長さが1km以上のものが対象ということでございますが、送電線路の電圧の変更につきましては、昇圧の場合に限られておりました、電圧を17万V以上に變更し、かつ變更する区間の長さが1km以上のものが対象ということになってございます。

今回、昇圧に限らず、更新によって設置する電圧が17万V以上であり、かつ長さが1km以上のものを更新ということで位置づけさせていただきました。

以上で、1番のグルーピングについての御説明を終わります。

3ページ、規模要件に敷地面積等が含まれる事業を御説明いたしたいと思えます。

このグループといたしましては、「工場」、「終末処理場」、「産業廃棄物の中間処理施設」、「卸売市場」、「第二種特定工作物」があります。

工場の設置又は変更でございますけれども、資料には「製造業で公害型の工場」と記載がございますが、正確には、物品の加工修理業を含む製造業に係る工場又は事業場で、大気汚染防止法のばい煙発生施設ですとか、あるいは水質汚濁防止法とか、騒音規制法の特定施設など、そういったものを有するものが対象となっております。

工場の設置でございますけれども、敷地面積9,000㎡以上又は建築面積の合計が3,000㎡以上のものが対象でございます。増設は増加する敷地面積が4,500㎡以上かつ増設後敷地面積が9,000㎡以上又は増加する建築面積が1,500㎡以上かつ増設後建築面積の合計が3,000㎡以上のものが対象ということでございます。

更新につきましては、工場全体が更新された場合として、更新後の敷地面積が9,000㎡以上のもの、また、敷地内で建築物の更新があった場合といたしまして、その更新によって設置する建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上のものを対象とするというような規定にさせていただきます。

もう少し具体的に説明いたしますけれども、仮に建築面積が3,000㎡の建築物を除却して、同じ建築面積3,000㎡の建築物を設置した場合には、増加する建築面積としてはプラスマイナスゼロで増設要件に当たりませんが、設置の要件には該当するというところでございまして、今後は、このように既存建築物の除却を伴う設置の場合には、更新に該当するものとして明確化したいというところでございます。

先ほど1ページの囲み部分の注3で御説明したとおり、増設と更新を同時に実施される場合でございますが、増設の建築面積と更新部分の建築面積を合算いたしまして、その面積が更新の規模要件に該当する場合には対象となるというように考えているところでございます。

規模要件に敷地面積等が含まれる事業のグループにおきましては、工場以外の事業におきましても、工場と同様に考えられるかというように考えてございます。

次の終末処理場の設置又は変更でございますけれども、ここには敷地面積の要件はございますが、建築面積の要件の定めがございませんので、そのため施工区域面積を規定しているところでございます。これは施設の更新があった場合に、更新によって設置する施設の工事を行う面積でございます。

4ページ、産業廃棄物の中間処理施設の設置又は変更、卸売市場の設置又は変更でございますが、産業廃棄物の中間処理施設につきましては工場と同様に考えまして、卸売市場につきましては終末処理場と同様に考えられるかと思ひまして、同じような規定にさせていただいているところでございます。

第二種特定工作物の設置又は変更でございますけれども、これも設置や増設の場合に施工する土地の区域を事業区域と呼んでございまして、その面積を規模要件としております。

更新につきましても、更新によって設置いたします第二種特定工作物の事業区域の面積を規模要件とさせていただいているところでございます。

なお、増設の部分に、見え消しで「増加」を「増設」にしているところでございますが、これはほかの規定に合わせて修正しているものでございます。

5ページ、規模要件を施設の能力で定めている事業ということで、このグループにおきましては、「発電所」、「石油貯蔵所」、「ごみ処理施設」、「し尿処理施設」、「自動車駐車場」というのがあります。

発電所の設置又は変更でございますが、例えば火力発電所で見ますと、設置の場合は出力の合計が11.25万kW以上の場合が対象で、増設の場合は、増加する出力の合計が5.625万kW以上かつ増設後の出力が11.25万kW以上のものが対象になるということが、これまでの規定でござ

ざいます。

更新も設置の場合と同様に、更新により設置する施設の出力の合計が11.25万kW以上のものを対象とするということで記載させていただいているところでございます。

以下、水力発電所、地熱発電所も同様でございますが、原子力発電所につきましては、現在、都内に設置されているものはないということでございますので、今回は更新の規模要件を定めていないということでございます。

今の考え方につきましては、ほかに掲げられています石油貯蔵所の設置又は変更やごみ処理施設の設置又は変更も同様に考えられると思って、同じような規定にさせていただいているところでございます。

7ページ、規模要件をその他の方法で定めている事業ということで、このグループといたしましては、「飛行場」、「ふ頭」、「住宅団地」、「高層建築物」というものがございます。

飛行場の設置又は変更につきましては、陸上空港等と陸上ヘリポートが対象となっているということでございますが、現在、新設の要件につきましては全てのものが対象で、増設等に相当するものとして、滑走路の新設と滑走路の位置の変更、滑走路の延長がそれぞれ対象になっているということでございます。

更新といたしましては、飛行場全体を更新する場合を想定して、こちらのほうに記載させていただいているということでございます。

ふ頭の新設、住宅団地の新設、高層建築物の新築でございますが、これらも新設と同じ規模の更新があった場合を更新の要件として定めさせていただいているところでございます。

8ページ、施設更新の対象外の事業でございますけれども、ダムの新築につきましては、環境影響評価法の逐条解説によりますと、ダムのかさ上げ、直上下流へのダムの移設は、いずれも新築で取り扱ってございますので、更新をあえて規定する必要はないと考えたところでございます。

堰の新築又は改築につきましては、現在、調査中ということでございます。

湖沼水位調節施設の新築でございますけれども、現在、都内には設置されておりませんので、今回は更新の規模要件につきましては定めていないということでございます。

放水路の新築につきましても、都内に該当する施設がありませんので、更新の規模要件を定めていないということでございます。

ガス製造所の設置又は変更ですが、ガス製造所の定義ですけれども、これはガス事業法施行規則別表第1に掲げる製造所ということでございまして、次の石油パイプラインの設置又は

変更も、石油パイプライン事業法第2条2項の石油パイプラインということでございますけれども、これらはいずれも都内には設置されていないということでございますので、今回は更新の規模要件を定めていないというものでございます。

9ページ、一般廃棄物又は産業廃棄物の陸上最終処分場の設置又は変更、埋立て又は干拓でございますが、これは更新というものが想定できませんので、今回、更新の規模要件を定めていないということにさせていただきます。

9ページの流通業務団地造成事業から10ページの住宅街区整備事業までですが、これらはいずれも面的な開発全体を対象としておりまして、個別の施設は対象としていないということでございますので、更新の規模要件は定めていないものでございます。

10ページ、建築物用の土地の造成、土石の採取又は鉱物の掘採でございますけれども、これにつきましても更新というものが想定できないので、規模要件を定めていないものでございます。

最後になりますが、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業で規則で定めるものにつきましては、規則で定めていないということでございますので、更新の規模要件につきましても定めていないということでございます。

以上で、施設の「更新」に係る環境影響評価手続についての説明は終わります。

○柳特別部会長 ありがとうございます。

これまで東京都の条例では、対象規模要件については施行規則条例の第3条に基づくものとして、別表1で規定をしていたわけでありまして、そこでは、今、説明があったように「新設等」と「増設等」については規定があるけれども、更新については特段の規定がないということで、今回の見直しで更新について新たに定義を行って追加をするという提案があるということでありまして。基本的には新設等と同じような要件を規定しているものがほとんどということですが、何か委員のほうで御質問等、御意見はございますか。

町田委員、どうぞ。

○町田委員 今ほど、資料2の別紙について御説明をいただきました。

1ページをご覧いただきたいのですが、線的開発事業ということで、道路と鉄道、軌道又はモノレールと記載がございます。

鉄道の下の方の※1を見ますと、「『改良』は、本線路の増設」というところで、その後、「地下移設、高架移設その他の移設に」という文言の記載がございます。その一方、上にあります道路については、道路の改築は、車線の数が増加のみが記載されているわけござい

ます。

同じ線的開発事業の範疇に入る事業だと思えますけれども、なぜ鉄道と道路の違いが出てくるのかということをし少し疑問に感じておりますので、この点について事務局から御説明をお願いいたしたいと思えます。

○松岡アセスメント担当課長 先ほど鉄道のほうで御説明いたしましたが、地下移設、高架移設その他の移設につきましては、鉄道の連続立体交差事業のようなものを想定しているということがございますけれども、道路につきましては、そういう事業を当時想定できなかったということで記載がないものと思えます。

○町田委員 ありがとうございます。

今後いろいろな案件が出てくることも予想されますので、今回、更新規定の明確化ということで審議をしているわけがございますので、更新と同様に、環境影響がある道路の地下移設、高架移設など、改築の要件について見直すことを提案したいと思えます。

いかがでしょうか。

○柳特別部会長 ありがとうございます。いかがでしょうか。

見直しの方向で検討するということがよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

ありがとうございます。

ほかにありますか。

どうぞ、平手委員お願いします。

○平手委員 2点あるのですけれども、まず1点目です。

別紙の3ページをご覧ください。工場についてです。

工場につきまして、工場の施設の中、敷地の中にオフィスとか福利厚生施設などが入っているかと思うのですけれども、それを含めた更新の場合、この工場の例で建築面積に含むということによろしいのでしょうか。

事務局のほうで、よろしく願いいたします。

○松岡アセスメント担当課長 これまでの運用上、基本的にオフィスにつきましても工場の施設の一部と捉えていたということがございますが、そこは明確でないところもございますので、改めて委員の皆様にご議論いただければありがたいかなということがございます。

○平手委員 大規模な開発事業による環境の影響をできるだけ少なくするというのがアセスメントの趣旨だと思うのですけれども、そういう観点からすると、工場施設か、あるいは非

工場施設かにかかわらず対象としたほうがよいと思いますけれども、この辺について明確にしておいたほうがいいのかと思います、どうでしょうか。

○柳特別部会長 いかがでしょうか。

非工場施設が設置される場合は、例えば高層のものができるとか、そういうことも念頭に置いているということなのではないでしょうか。

○平手委員 そういう可能性も、もちろんありますよね。

○柳特別部会長 ただいまの平手委員の提案について、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

奥委員、どうぞ。

○奥委員 これまでの運用では、どうされてきたのでしょうか。

○松岡アセスメント担当課長 原則としては含めていたと思いますけれども、工場にもいろいろなタイプがございますので、そのあたりは明確にしたいなというか、委員の皆さんからの御指摘に基づいて、この際はっきりさせたいというところはあります。

○柳特別部会長 平手委員、どうぞ。

○平手委員 もう一点目は、6ページをご覧ください。

自動車駐車場についてなのですけれども、この項目が挙がっている理由です。このあたりにちょっとかかわるかなと思うのですが、もちろん自動車駐車場そのものが大きな開発ということになれば当然対象になりますけれども、見方を変えれば、大きな自動車駐車場があるということは大規模な施設が附随しているというか、そちらがメインですけれども、あるという可能性が高いですね。

そうしますと、自動車駐車場の規定は、その裏にある、潜在化している、主となる建物の規模を縛っているという見方ができるわけで、そういう観点で見た場合、今のルールですと、自動車駐車場を変えないで、その裏にある、主となる施設だけを変えた場合はアセスメントの対象にならないということですね。

それは先ほども申しました大規模な開発事業による環境への影響を少なくするという、同じ趣旨で考えれば、この場合もアセスメントの対象になるのではないかと考えられますが、現在、アセスメントで行っているのは、例えば商業施設、ショッピングセンターとか、可能性としてはスポーツ施設とか、テーマパークということが考えられるので、そういう場合に主たる施設の改変だけという場合に、アセスメントの網にかからないというのは不合理ではないかと考えるのですけれども、いかがでしょうか。

○柳特別部会長 ありがとうございます。

いかがですか。事務局から何かありますか。

○松岡アセスメント担当課長 これまでは駐車場と大規模な施設は一体となっているケースが非常に多いので、駐車場で対象となっているものを対象としてきたところでございますけれども、委員がおっしゃることも分かるのですが、今回はあくまでも今ある規定の中で更新を明確化しようというところを考えてございましたので、今のところ、そこまで考えていなかったのですが、これまでの運用上は、おっしゃるとおり、駐車場でそれに附随する施設についても対象としてきたところでございます。

○柳特別部会長 おそらく個別法で、例えば大規模小売店舗立地法とか、そういう法律でアセスをすることになっていて、それはそれで対応してきている。だから、ショッピングセンターも簡易アセス的なことをやっているということで、個別法で対応してきたわけですね。駐車場で、条例で縛れば、両方ともアセスはできるということで、これまでも駐車場で対応してきたという考え方ののだろうと思います。

ショッピングセンターについては、これまでも東京都の条例でたくさん取り扱ってきていますので、その背景には、駐車場ということを見ているけれども、ほかの評価項目も全て見てアセスをやっているということですね。ですから、これも従来どおり、更新についても取り上げて明確化していくということなのだろうと思います。

平手委員の質問のところですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○平手委員 主となる施設の、それは大規模小売店舗立地法とかで、そういう場合は更新扱いということのできるのかどうかということはいかがなのでしょう。そこの辺の事情を私は存じ上げないので。

そちらのほうで網がかかっているのであれば問題ないのですけれども、その辺が不整合な感じがありました。

○柳特別部会長 基本的には、大規模小売店舗立地法では新設だけを取り扱っていると思うのです。だから、更新するときは一回更地にして、又は建物部分の増設はあり得るかもしれませんが、一回更地にすれば、またアセスにかかってしまう。駐車場の台数でひっかかるということにはなると思います。

この点、事務局のほうでも精査していただいて、次回にでも報告していただければと思います。

○松岡アセスメント担当課長 了解いたしました。

○柳特別部会長 ほかにいかがでしょうか。

奥委員、どうぞ。

○奥委員 2点確認させていただきたいのですが、1点目は別紙の1ページの道路の新設又は改築のところで、更新の1つ目のポツなのですが、高速自動車国道及び自動車専用道路については1km以上ということで、先ほど御説明がありましたけれども、こちらは車線数の増加は関係なくという理解でよろしいでしょうか。

改築は、車線の数が増加する場合のみになりますよね。1km以上で車線数が増加する場合のみ。更新の1つ目のポツは、車線数が増加するかどうかに関係なく、1km以上という距離要件だけということですね。

○松岡アセスメント担当課長 そういうことでございます。

○奥委員 分かりました。そのところが分かりにくいなと思いましたが、クリアにしておいていただきたいというのが1点目です。

2点目が、4ページと5ページ目なのですが、4ページの一番上に産業廃棄物の中間処理施設についてありまして、こちらは敷地面積と建築面積が要件になっている。一方で、同じごみ処理施設なのですが、5ページの一番下のごみ処理施設については処理能力要件で規定されているという違いがありまして、産業廃棄物のほうは面積で要件を定めていて、一般廃棄物のほうは処理能力が要件になっている。この違いは、どのように理解したらいいのか。

同じごみ処理施設なのですが、通常、産業廃棄物も処理能力で規定していないのかなという気がいたしまして、他の自治体の例などはどうなっているのでしょうか。もしお分かりになりましたら、また別の機会でもいいですけれども、教えていただきたいと思います。

○松岡アセスメント担当課長 了解いたしました。また、調べて御報告いたします。

○柳特別部会長 奥委員、どうぞ。

○奥委員 1点要望なのですが、8ページ以降が、今回の更新の対象外ということで、更新要件を定めないものをリストアップしていただいているところなのですが、これはなぜ対象外にするのかという説明を簡単に備考としてつけておいていただいたほうが、資料としてはいいかなと思いますので、よろしく願いいたします。

○松岡アセスメント担当課長 了解いたしました。

○柳特別部会長 今の質問は、現状に施設はないので、それから、将来的にも施設がないので、新設は全部対象にはなっていますが、更新の必要がないので規定がないというこ

となのですが、規定的にはあってもいいということですよ。

○奥委員 そうですね。今、都内にないから今回はとりあえず規定しない。でも、その場合は、将来的には想定される事態が出てくるかもしれないのだなということが分かりますし、そもそも全く想定されないような、更新ということ自体があり得ないようなケースは、今後とも検討は不要なのだとか、まだ調査中というのもありましたが、これはどちらに振り分けるか、今後出てくるのだろうと思います。

ですから、そのあたり、今後に向けてどう考えていけばいいのかが分かるような説明をちょっとつけておいていただけるといいかなと思いました。

○松岡アセスメント担当課長 なるべく分かりやすい資料にしたいと思います。

○柳特別部会長 5ページ目の規模要件を施設の能力で定めている事業の説明の中で、風力発電については法アセスでは規模要件があり、条例でも、ほかの自治体では規模要件とか、風力の台数によって規制をするというようなところがあるわけですが、都市化によってとか、風力の適地がないところは条例で定めないという実態もかなりあります。

東京都は、都市化によって適地がないということでこれまで定めていなかったということですが、臨海部の開発とかを考えてみると、将来的に可能性もあり得るのではないかと、条例がないので適用しないと、法のものであれば、当然、法でいきますけれども、それより規模が、半分みたいなものを条例で拾うところが多いのですが、それをどう考えるのか。

現状でなくとも将来的に考え得るものを今回の別表改正で入れるかどうかというのは、検討だけでもうちょっとしたほうがいいかなとは思いますが、いかがでしょうか。

○松岡アセスメント担当課長 それにつきましては、改めて内部で検討させていただきたいと思います。

○柳特別部会長 平手委員、どうぞ。

○平手委員 気になっていることが1点ございます。基本的にこの考え方としては、更新で、要するに、物をつくれればつくるだけ影響が大きくなるという前提で成立していると思うのですが、そうではない項目がありまして、例えば風環境ですけれども、これは減築によって風環境が悪くなってしまうケースがあり得るわけです。

その場合、そういう項目については、今後どういう扱いにしたほうがいいのか。私自身、アイデアがあるわけではないのですが、どうしようとお考えでしょうか。どうしようか考えたらいいでしょうかということですよ。

○柳特別部会長 事務局、何かありますか。

○松岡アセスメント担当課長 今回のアセスの事例でいいますと、単純に解体しただけでは対象にはならないかと思います。

更新工事のように、例えば解体後に設置する場合には、その解体の部分も含めて対象にしています。

○平手委員 超高層がありまして、附随の建物があって、その建物を何らかの形で小さくする場合に、この更新要件に当たらないけれども、実際には風環境が悪くなってしまうというケースです。

○柳特別部会長 一つの考え方としては、10ページ目の一番下に「環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業で規則で定めるもの」とあります。実際には今のところは規則で何も定めていないのですけれども、そういうものを取り上げるか、もう一つの考え方は、自主アセス的な規定を設けて自主アセスをやっていただいて、環境負荷をできるだけ低減していただく努力を事業者をお願いするか。それも自主アセスですから、強制ではないので、主体的に取り組んでいただけるようお願いしてみるというのもあり得る。

東京都は、今のところ、そういった条例で規定を置いていないので、自主アセスをやったときに、東京都はどういった支援をしてくれるのかということも全くないので、自主アセス自体もなかなか進んでいないかもしれませんけれども、今、大きな動きで、事業者の社会的責任として自主アセスを進めるということはいろいろなところでやられている。川崎も条例でそういった規定を持っていますし、自主アセスはこれからのアセスで、本来のアセスですよ。

本来のアセスは、ほとんどが自主アセスですよ。それを何となく、東京都はアセスを規制的手法でずっとやってきている向きが非常に強いというのは、公害が非常にあった昭和50年代に、条例を56年からつくっているわけで、どちらかという、東京都は規制的な意味合いがあるので、アセスは規制だという意識がいろいろな自治体に広まってしまったというところもあるのです。

そこは制度的に少し見直しをとといいますか、本来のアセスは事業者のセルフコントロールですので、そういう形に少し戻していってみるというのも一つで、私はいつも、自主アセスはいいですよといろいろな自治体に言って勧めてはいるのですけれども、そういう考え方も、今回、少し検討してみる余地があるのではないかなと思います。それはまだ検討項目に入っていないので、今後いろいろと検討していくべきことかなとは思っております。

そのような手段を講じることで、平手委員が危惧されているようなことも少しカバーできるかなと思っているのですが、いかがでしょうか。

それでは、本日、いろいろと資料2について御説明いただいたことについて、委員からの提案等がありましたけれども、その見直しの方向で検討するという理解でよろしいでしょうか。

(首肯する委員あり)

○柳特別部会長 ありがとうございます。

それでは、資料2については以上です。

次に、資料3の環境影響評価制度の見直しの今後のスケジュール(予定)について、事務局から説明をお願いいたします。

○松岡アセスメント担当課長 それでは、資料3に基づきまして御説明いたします。

先月21日に、審議会総会におきまして、見直しについて諮問させていただきました。その際、環境影響評価制度検討特別部会に付議することが決定いたしまして、本日1回目の特別部会を開催しているところでございます。

今後、さらに特別部会での審議を重ねまして、総会に諮った上で中間のまとめをいただきたいと存じます。

中間のまとめは平成30年度に入ってからになるというように予定してございます。

その後、パブリックコメントを募集いたしまして、再度、特別部会で御審議いただいた上で、総会において答申をいただきたいと存じます。

その後、条例改正が必要な場合におきましては、平成30年度中に条例改正を行いたいと考えてございます。

以上でございます。

○柳特別部会長 ありがとうございます。

今後のスケジュールについては、ただいま説明がありましたけれども、何か御質問はございますか。

特になければ、事務局から何かありますか。

○松岡アセスメント担当課長 恐縮ですが、先ほど資料1に関して説明を少し省きましたので、最初に戻っていただきまして、資料1の2の(1)の「① 施設更新時の手続の明確化」について、本日、御説明申し上げたところでございます。

次回の特別部会におきましては、先ほど先生方からいただきました御質問等を踏まえて、この手続の明確化についても修正したものを改めて御議論いただきたいということと、併せ

まして「② 事業内容等変更時の手続要件の明確化」を、次回、御検討いただきたいと思っていますところでございます。

「③ その他」につきましては、事務局の予定としてはこれなのですけれども、制度全般におきまして、これまでの審議会での御経験や、それを踏まえて質問等がございましたらお願いいたしたいと思っておりますところでございます。

○柳特別部会長 ありがとうございます。

資料1の「(2) その他本制度の運用上の課題の見直し」というところで、「① 事業者のより主体的な手続実施の仕組み」とありますけれども、東京都の制度は先ほど申し上げたように、昭和56年から実施して、かなりの案件があり、かつ時々の改正を経て今日に至っているわけなのですが、冒頭申しましたように、どちらかという、規制的にといいますか、公害という問題があったので、行政が事業者と住民の間に立って、仲立ちするような形で、図書の説明等も事務局が説明するというやり方を、これまでずっと、現在も続けてきている。

このやり方は、ほかの自治体を見ますとほとんどやっていない、東京都だけのやり方で、事業者が前面に出てきていなくて、事務局が全て説明をするというやり方で、審議会の委員の意見も東京都に申し上げるといった形をとって事業者に反映されるというのは、どうもクッションになっていて、対事業者とのやりとり直接的に言えないというやり方は、効率性という問題は進める上で確かにあると思うのです。

それと東京都の職員が非常に優秀で、そのほうが分かりやすいというようなことがあるのかもしれませんが、今、オリパラアセスでやっているように、事業者が説明をするとか、事務局が説明をする、そういう形をとっていますので、そこは少し検討する余地があるのではないかと思います。

ですから、審議会への事業者の参加といいますか、事業者が出てきて説明をすることが、審議会の運営の仕方としては非常に望ましいのではないかと考えておりますので、そこを検討していただくことを提案したいと思います。いかがでしょうか。

○松岡アセスメント担当課長 分かりました。具体的な仕組みをおっしゃっていただいたので、それにつきましても検討させていただきたいと思えます。

○柳特別部会長 ほかにいかがでしょうか。

奥委員、どうぞ。

○奥委員 ただいまの柳会長の御提案には私も賛成でございます。ぜひ御検討いただきたいと思えます。

それ以外の点で2点ございまして、1点目は、例規集がもしお手元にございましたら見ていただければと思いますが、52ページに第91条になりますが「公表等」という規定がございまして、こちらを見ていただきますと、手続の全部又は一部を行わないとか、説明会の開催を求められているにもかかわらず開催しなかったとか、ある意味、手続違反がなされた場合について、不利益処分とまでは言えませんが、事業者にとっては懲罰的な措置について規定しているものなのですけれども、第91条の規定ぶりを見ていただきますと、そういった手続違反があった場合に事業者の氏名及び住所並びにその事実を公表しなければならないというようになっていて、違反があれば即公表というような直罰的な規定ぶりになっているというのが現状なのですけれども、実際にこの規定が適用された例がそもそもあるのかどうかというところを事務局に確認したいのです。

通常、何らかの手続的な不備がありそうであれば、例えば指導し、勧告をし、それでも是正されなければ、氏名公表といったような不利益な措置を講じるというように、段階を踏んでいくというのが一般的かなと思うのですね。

この規定はそのようにはなっていないので、このままの定め方で、より厳しく対応するのだという意思表示であれば、それはそれでいいのですけれども、もう少し指導ですとか勧告をして、是正をより早期に図っていく。違反が起こってしまったから公表しても、後戻りすることはなかなか難しいので、それが起こりそうなおそれがあるときに是正していくような手続の規定ぶりにしたほうがいいのではないかなと思うのですが、そこはいかがでしょうか。

他の自治体の規定ぶりなども参考にしながら、少し考えていくべき点かなと思います。いかがでしょうか。

○柳特別部会長 ただいま奥委員から氏名等の公表規定の明確化について提案がありましたけれども、これについても検討していくというような理解でよろしいでしょうか。

事務局、いかがでしょうか。

○松岡アセスメント担当課長 過去にそういうような事例があったかというのは、今すぐ分からないところなのでございますけれども、委員のおっしゃるとおり、検討させていただきたいと思ってございます。

○柳特別部会長 おそらく過去はなかったと思います。例えば説明会をやらなければいけないのにやらなかったなどというのは、そもそも第一歩の話だから、そういうことはあり得ないと思って、なかったと思いますけれども、公表の仕方については、違反があれば直ちに公表というよりもワンクッションを置く、勧告するとか、そういう形をとるとするのは望まし

いかなと思いますので、ぜひ検討の素材にいただければと思います。

○松岡アセスメント担当課長 分かりました。

○柳特別部会長 ほかに。

奥委員、どうぞ。

○奥委員 それが1点目なのですけれども、もう一点ございます。先ほど資料3で御説明いただいたスケジュールには載り切れないようなテーマかなと思うのですけれども、計画アセスのあり方について、今後、長期というよりももう少し短いスパンでのほうがいいと思いますが、30年度内には多分おさまり切らないだろうとは思いますが、これまでの計画アセスの実績を踏まえて、これまでどおりでいいのか、それとも先ほどの自主アセスがもちろん前提にはなるのでしょうけれども、それなりの規模の計画であれば民間の計画についても義務化を図っていくような検討も、しっかりとしていくべきではないかと思っております。

平成13年10月に、東京都の総合環境アセスメント試行審査会が条例改正に向けての答申を出していますが、その答申の中でも、本来は都の計画に限定せず、民間計画についても義務化すべきだと。ただ、即座に義務化するというのは実際には難しいし、事業者はその負担を強いることでもあるので、今後、民間の計画にも適用対象を拡大することについて今後の検討課題とすべきだというように、平成13年の時点で指摘されているのがそのままになっていますので、15年以上たって、本当にそのままでいいのかというところは、これまでの実績もちゃんと検証した上で、主体と対象事業の拡大のあり方については、少し時間をかけて検討していくべきかなと思っております。

○柳特別部会長 事務局、いかがでしょうか。

○松岡アセスメント担当課長 委員のおっしゃるとおり、平成14年に計画段階アセスメントにつきましても、条例改正によって東京都では制定したところでございまして、当時は東京都の事業計画においてその制度の運用実績を積み重ねて、どのような事業や計画にどのようなアセスメント制度がふさわしいのかを研究していくとされているところでございまして、これまでの実績を申しますと、計画アセスの実績は平成29年度末までで5件あります。

その5件も、道路が4件、卸売市場が1件でございまして、今後、こうした内容を十分精査した上で検討していきたいと思っております。委員のおっしゃるとおり、今のスケジュールの中でできるかどうかは今のところ申し上げられませんが、改めて検討させていただきたいと思っております。

○柳特別部会長 ありがとうございます。

確かに計画アセスについて、都の施策に限定しているというのは、条例ですから、そういうことで義務づけをしたわけですが、必ずしも民間事業者について排除したわけではないのです。ただ、提案がないというのが現状なのだと思いますけれども、その提案を促すような規定ぶりもないので、そういう案件が挙がってこないということですね。

計画段階アセスの配慮書手続ですとか、特例のものも出てきてもいいのかなとは思いますが、けれども、そういうところは、30年度にできるかどうかというのはちょっと分かりませんが、今後の課題はちゃんと付記して、答申では課題を明示しておくということで、何年後に見直しをして、そういう点はちゃんと検討するというような道筋をつけておくことが今回の検討では必要かなと思っておりますけれども、そういうような理解でよろしいでしょうか。

ほかにいかがでしょうか。

本日の審議事項としては以上ですけれども、特段の御発言がなければ、これで終了させていただきます。

どうも皆様、ありがとうございました。

傍聴人の方は、退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午前11時08分閉会)